

令 7 長 寿 社 会 第 7 5 1 号
令和 7 年 (2025 年) 9 月 4 日

各 介 護 老 人 福 祉 施 設 管 理 者
各 介 護 老 人 保 健 施 設 管 理 者 様
各指定短期入所生活介護事業所管理者

山口県健康福祉部 長寿社会課長

令和 7 年度ユニットケア研修第 3 期の受講者募集について

このことについて、下記により受講者を募集しますので、希望する施設は、令和 7 年 10 月 1 日 (水) までに、一般社団法人日本ユニットケア推進センターあて、電子申請により申込みを行ってください。

記

1 対 象 者

(1) 施設管理者研修

ユニット型の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所 (令和 7 年度末までに開設する予定の施設を含む。) 及びユニット型施設に準ずるケアを行う従来型介護老人福祉施設 (以下「ユニット型施設等」という。) の管理者又は管理者となる予定の者

(2) ユニットリーダー研修

ユニット型施設等におけるユニットのリーダーである職員又はリーダーになる予定の者

2 研修内容、研修場所及び日程

別添「2025 年度第 3 期ユニットケア研修募集要項」(以下「募集要項」という。) のとおり

3 受講料等

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 2025 年度施設管理者研修受講料 | 36,000 円/人 |
| (2) 2025 年度ユニットリーダー研修受講料 | 100,000 円/人 |
| (3) 研修テキスト費 | 3,000 円 |

※ 受講料、テキスト代等は、受講者負担です。

※ (1) (2) は受講者 1 名につき 1 冊の研修テキスト費が発生します。

4 申込期限等

令和7年9月4日（木）から令和7年10月1日（水）までにオンライン受講申込システムを使用して申込みをしてください。

5 その他留意事項

- (1) ユニットケア施設管理者研修においては、事後課題を自施設のユニットリーダー研修修了者と共に行うこととしていることから、本研修を効果的なものとするため、できる限り施設管理者及びユニットリーダー双方がユニットケア研修を受講するようにし、ユニットケア施設管理研修又はユニットリーダー研修の一方のみに参加することとならないよう留意すること。
- (2) あらかじめ受講者の勤務日の調整等を行い、確実に受講できるようにすること。
なお、受講を辞退した場合の受講料の取扱いについては、募集要項を確認すること。
- (3) 受講者の変更を行う場合は、募集要項に従い、以下の期間に受講者変更の手続を行うこと。
 - ・ 1日目の動画視聴をする前
 - ・ 2日目の講義・演習受講開始日の1週間前まで
 - ・ 講義・演習の1日目の動画視聴した後は、受講開始後となるため、受講者変更はできない。

長寿社会課 介護保険班 担 当 : 今 西 電 話 083-933-2774
--